

和歌山県けんさんぴん登録制度運用細目

[沿革] 平成19年7月17日(制定)

(総則)

第1条 この細目は、和歌山県けんさんぴん登録制度実施要綱(平成19年7月17日施行。以下「実施要綱」という。)の実施に関し必要となる運用の詳細を定めたものである。

(定義)

第2条 実施要綱第2条第2項第1号の主たる事務所とは、主たる業務を行う本社、本店等をいう。

2 実施要綱第2条第2項第2号の大部分の工程とは、建設資材又は製品の製造に係る主要な工程を含む工程であることとする。

3 実施要綱第2条第2項第4号の大部分とは、建設資材又は製品における県内産素材の質量若しくは体積の占める割合が、おおむね3分の2以上であることとする。ただし、これにより難しい場合は、他の基準により判断することができる。

(登録申請)

第3条 実施要綱第3条第1項に規定する登録の申請は、けんさんぴん登録申請書(別記第1号様式)により行うものとする。

(審査項目等)

第4条 実施要綱第3条第3項に規定する審査項目は、次の各号のとおりとする。

- (1) 該当定義 実施要綱第2条に規定する定義に該当していることの審査
- (2) 技術審査 建設資材、製品及び工法として、技術的基準に適合していることの審査

(3) キーワード 利用用途に応じ申請されたキーワードについての審査

(4) 分類 利用用途に応じ、申請された分類についての審査

2 前項第1号に規定する該当定義の審査を行う場合で、実施要綱第2条第2項第3号に該当するときは「紀州材認証システム」による証明書を、同条第5項に該当するときは、和歌山県リサイクル製品の認定通知書を添付するものとする。

3 第1項第2号に規定する技術審査は、次の各号の規格及び基準について適合していることとする。

(1) 産業標準化法(昭和24年法律第185号)に基づく日本産業規格

(2) 和歌山県土木工事共通仕様書に定める規格及び基準

(3) その他知事が定める規格及び基準

4 第1項第3号の規定によるキーワードは、別表1のとおりとする。

5 第1項第4号の規定による分類は、別表2のとおりとする。

(登録)

第5条 実施要綱第3条第3項の規定による登録は、原則として2月、5月、8月及び11月の年4回、基準日において審査が完了しているものに対し登録を行うものとする。

る。

- 2 前項の規定による登録の基準日は、2月1日、5月1日、8月1日及び11月1日とする。
- 3 実施要綱第3条第3項に規定する審査結果の通知は、けんさんびん審査結果通知書（別記第2号様式）により行うものとし、審査において第4条第1項に規定する審査項目に適合するものについては、実施要綱第3条第4項に規定する登録の通知又は同条第6項に規定する登録内容変更の通知をもって、これを省略することができる。
- 4 実施要綱第3条第3項に規定するけんさんびん登録台帳は、別記第3号様式とする。
- 5 実施要綱第3条第4項に規定する登録の通知は、けんさんびん登録通知書（別記第4号様式）により行うものとする。
- 6 実施要綱第3条第5項に規定する登録内容の変更申請は、けんさんびん登録内容変更申請書（別記第5号様式）により行うものとする。
- 7 実施要綱第3条第6項に規定する登録内容変更の通知は、けんさんびん登録内容変更通知書（別記第11号様式）により行うものとする。

（登録の更新）

- 第6条 実施要綱第4条第2項に規定する登録の更新は、けんさんびん登録更新申請書（別記第6号様式）により行うものとする。
- 2 実施要綱第4条第4項に規定する登録更新の通知は、けんさんびん登録更新通知書（別記第7号様式）又は要支援けんさんびん登録更新通知書（別記第8号様式）により行うものとする。

（登録の取消し）

- 第7条 実施要綱第5条第1項第3号の規定による取消しの申出は、けんさんびん登録取消し申請書（別記第10号様式）により行うものとする。
- 2 実施要綱第5条第2項に規定する通知は、けんさんびん登録取消し通知書（別記第9号様式）により行うものとする。

（その他）

- 第8条 申請に係る資料作成及び提出に要する費用は、申請者の負担とする。
- 2 申請者は、けんさんびん登録の登録内容の公表について異存がないものとする。
- 3 申請時提出資料は、本制度の目的以外に無断で使用しないものとする。
- 4 申請時提出資料の返却はしないものとする。
- 5 知事は、必要に応じ追加資料の提出等を求めることができる。

附 則

この細目は、平成19年 7月17日から施行する。

附 則

この細目は、平成23年 4月 1日から施行する。

附 則

この細目は、平成24年 9月 1日から施行する。

附 則

この細目は、平成29年 8月 1日から施行する。

附 則

この細目は、令和3年 4月 1日から施行する。

別表 1

キーワード名	キーワード内容
汎用	物価資料等に掲載されている汎用化された建設資材、工法等
リサイクル	和歌山県リサイクル製品に認定されている建設資材、又はそれを使用する工法等
紀州材	紀州材を使用する建設資材、工法等
環境配慮	植物、生物等の繁殖に貢献する建設資材、工法等
景観対策	景観の向上に資する建設資材、工法等
品質向上	品質の向上に資する建設資材、工法等
コスト縮減	コストの縮減に資する建設資材、工法等
工期短縮	工期短縮に資する建設資材、工法等

別表 2

大 分 類	中 分 類	小 分 類
A: 共通	01: 共通資材	別に定める県産品活用部会 において分類を行う。
	02: 土工	〃
	03: 法面工	〃
	04: 擁壁工	〃
	05: コンクリート工	〃
	06: 排水構造物工	〃
	07: 構造物取壊工	〃
	08: 基礎工	〃
	09: 仮設工	〃
	10: 補強土工	〃
	11: 安全施設工	〃
	99: その他	〃
B: 河川・海岸	01: 消波・根固工	〃
	02: 水制工	〃
	03: 堤防除草工	〃
	04: 護岸工	〃
	05: 砂防工	〃
	06: 地すべり防止工	〃
	07: 急傾斜地崩壊対策工	〃
		99: その他
C: 道路	01: 舗装工	〃
	02: 防護柵工	〃
	03: 道路附属物工	〃
	04: 道路維持修繕工	〃
	05: 共同溝工	〃
	06: トンネル工	〃
	07: 橋梁工	〃
		99: その他
D: 下水道	01: 推進工	〃
	02: シールド工	〃
		99: その他

大 分 類	中 分 類	小 分 類
E: 建築	01: 土工事・地業工事	別に定める県産品活用部会 において分類を行う。
	02: 鉄筋工事	〃
	03: コンクリート工事	〃
	04: 鉄骨工事	〃
	05: コンクリートブロック・AL Cパネル工事	〃
	06: 防水工事	〃
	07: タイル工事	〃
	08: 木工事	〃
	09: 内装工事	〃
	10: 耐震工事	〃
	11: 植栽工事	〃
	12: 家具・建具	〃
	13: 建築設備	〃
	99: その他	〃
F: 電気・機械・通信	01: 電気設備	〃
	02: 機械設備	〃
	99: その他	〃
G: 公園	01: 公園施設	〃
	02: 植栽工	〃
	99: その他	〃
H: 港湾	01: 港湾施設	〃
	99: その他	〃
Z: その他	01: 工具等	〃
	99: その他	〃

和歌山県知事 様

住所

氏名

〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

けんさんびん登録申請書

和歌山県けんさんびん登録制度実施要綱第3条の規定に基づき、けんさんびん登録申請書を提出します。

〔けんさんびん登録申請事項〕

名称						
規格・型番等						
問い合わせ先		会社名				
		所在地	〒			
		担当部署		担当者		
		TEL		FAX		
		e-mail				
		URL				
定義 (該当に○・複数記入可)	県産品建設資材	①県内に主たる事務所を置き、製造業を営む企業、組合等で製造された建設資材又は製品				
		②県内の工場で大部分の工程が施されている建設資材又は製品				
		③紀州材認証システムにより認定された「紀州材」				
		④県内で生産された素材が大部分を占める建設資材又は製品				
	県産新工法	①品質の向上及びコスト縮減等、公共工事の改善に資する従来工法に替わる工法で、県内の建設業者等が中心となって開発した工法				
	県土保全環境技術	①和歌山県土の保全と復元を図り、自然環境共生の促進に資する技術及び工法で、県内の建設業者等が中心となって開発した技術及び工法				
		②和歌山県土の保全と復元を図り、自然環境共生の促進に資する技術及び工法で、県産品建設資材を主材料とする技術及び工法				
		③和歌山県土の保全と復元を図り、自然環境共生の促進に資する技術及び工法で、紀州材を有効利用できる技術及び工法				
	県産認定リサイクル製品	①和歌山県リサイクル製品の認定及び利用の促進に関する条例に基づき認定を受けた県産認定リサイクル製品				
キーワード (該当に○・複数記入可)		汎用	リサイクル	紀州材	環境配慮	景観対策
		品質向上	コスト縮減	工期短縮	その他 ※具体的に記入	

<p style="text-align: center;">分類 (最大3つまで)</p>	A : 共通	該当番号 (複数回答可)
		01:共通資材 02:土工 03:法面工 04:擁壁工 05:コンクリート工 06:排水構造物工 07:構造物取壊工 08:基礎工 09:仮設工 10:補強土工 11:安全施設工 99:その他
	B : 河川・海岸	該当番号 (複数回答可)
		01:消波・根固工 02:水制工 03:堤防除草工 04:護岸工 05:砂防工 06:地すべり防止工 07:急傾斜地崩壊対策工 99:その他
	C : 道路	該当番号 (複数回答可)
		01:舗装工 02:防護柵工 03:道路付属物工 04:道路維持修繕工 05:共同溝工 06:トンネル工 07:橋梁工 99:その他
	D : 下水道	該当番号 (複数回答可)
		01:推進工 02:シールド工 99:その他
	E : 建築	該当番号 (複数回答可)
		01:土工事・地業工事 02:鉄筋工事 03:コンクリート工事 04:鉄骨工事 05:コンクリートブロック・ALCパネル工事 06:防水工事 07:タイル工事 08:木工事 09:内装工事 10:耐震工事 11:植栽工事 12:家具・建具 13:建築設備 99:その他
F : 電気・機械 ・通信	該当番号 (複数回答可)	
	01:電気設備 02:機械設備 03:通信設備 99:その他	
G : 公園	該当番号 (複数回答可)	
	01:公園施設 02:植栽工 99:その他	
H : 港湾	該当番号 (複数回答可)	
	01:港湾施設 99:その他	
Z : その他	該当番号 (複数回答可)	
	01:工具等 99:その他	

施工実績 (5つまで・ 官民不問)	実績年度	工事名称				数量	発注機関
	年						
	年						
	年						
	年						
開発体制 (該当に○)	単独	共同				開発年 ※開発年を記入	
		民・民	民・官	民・学	民・学・官		年
	開発会社名						
他機関での 評価の有無	評価の有無 (該当に○)	有	無	申請中	予定		
	評価制度名						
	登録年月日		年	月	日	登録番号	
特許の有無 (該当に○)	無し	出願中	有り	特許番号 ※特許番号を記入			
製造工場	工程名	製造工場名	工場所在地			自社・委託	
原材料産地	原材料名	購入元名称	購入元所在地			産地証明の有無	
価格掲載 刊行物	建設物価		積算資料		その他市販本		
	年	月号	年	月号			
	ページ		ページ				
歩掛 (該当に○)	無し		自社歩掛		暫定歩掛		標準歩掛

供給エリア	県内全域	特定地域		
		※供給エリアが特定地域の場合、供給可能地域名をご記入願います。		
活用効果	比較する従来技術			※汎用品は記入不要
	経済性	向上 () %	同程度	低下 () %
	施工単価	申請技術 ()		従来技術 ()
	工 程	向上 () %	同程度	低下 () %
	品 質	向上	同程度	低下
	安全性	向上	同程度	低下
	環 境	向上	同程度	低下
	その他① ()	向上	同程度	低下
	その他② ()	向上	同程度	低下
概 要				
PR用コメント				
添付資料				

※ 申請事項は、内容が分かるよう詳しく記入してください。また、県産品に適合することを示す資料、参考資料、写真等を添付してください。

別記第2号様式（第5条関係）

けんさんぴん登録審査結果通知書

住所

氏名

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名 〕

和歌山県けんさんぴん登録制度実施要綱第3条の規定により申請のありましたけんさん
ぴんの登録について、和歌山県けんさんぴん登録制度運用細目第4条の審査項目に適合しな
いため、登録出来ませんでしたので通知します。

年 月 日

和歌山県知事

記

申請名称	
不適合理由	

けんさんびん登録通知書

住所

氏名

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名 〕

和歌山県けんさんびん登録制度実施要綱第3条の規定により申請のありましたけんさんびんの登録について、和歌山県けんさんびん登録制度運用細目第4条の審査項目に適合し、下記のとおり登録しましたので通知します。

年 月 日

和歌山県知事

記

名称			
規格・型番等			
登録番号			
登録有効期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
該当定義			
キーワード			
分類	大分類	中分類	小分類

和歌山県知事 様

住所

氏名

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

けんさんぴん登録内容変更申請書

和歌山県けんさんぴん登録制度実施要綱第3条第5項の規定に基づき、けんさんぴん登録内容変更申請書を提出します。

〔けんさんぴん登録内容変更事項〕

名称				
規格・型番等				
登録番号				
問い合わせ先	会社名			
	所在地	〒		
	担当部署		担当者	
	TEL		FAX	
	e-mail			
	URL			
変更事項 (※具体的に記入)				

※ 変更事項は、内容が分かるよう詳しく記入してください。また、県産品に適合することを示す資料、参考資料、写真等を添付してください。

和歌山県知事 様

住所

氏名

（ 法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 ）

けんさんぴん登録更新申請書

和歌山県けんさんぴん登録制度実施要綱第4条第2項の規定に基づき、けんさんぴん登録更新申請書を提出します。

〔けんさんぴん登録更新申請事項〕

名称					
規格・型番等					
登録番号					
問い合わせ先		会社名			
		所在地	〒		
		担当部署		担当者	
		TEL		FAX	
		e-mail			
		URL			
施工実績 （5つまで・ 官民不問） ※ 前回登録 の有効期間 中に限る。	実績年度	工事名称	数量	単位	発注機関
	年				
	年				
	年				
	年				

- ※ 実施要綱第3条第5項各号に該当する項目に変更がある場合は、けんさんぴん登録内容変更申請書提出してください。
- ※ 最新のけんさんぴん登録通知書の写しを添付してください。
- ※ 施工実績（登録の有効期間中）がない場合、自社での検討資料を添付してください。

別記第7号様式（第6条関係）

けんさんびん登録更新通知書

住所

氏名

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名 〕

和歌山県けんさんびん登録制度実施要綱第4条第4項の規定により通知します。

年 月 日

和歌山県知事

記

名称	
規格・型番等	
登録番号	
登録有効期間	年 月 日 ~ 年 月 日
該当定義	

要支援けんさんぴん登録更新通知書

住所

氏名

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名 〕

和歌山県けんさんぴん登録制度実施要綱第 4 条第 2 項の規定により更新申請のありましたけんさんぴん登録の更新について、同要綱第 4 条第 3 項の規定により要支援けんさんぴんとして登録の更新を行いましたので通知します。

年 月 日

和歌山県知事

記

名称			
規格・型番等			
登録番号			
登録有効期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
該当定義			
キーワード			
分類	大分類	中分類	小分類
備考 (検討結果等)			

別記第9号様式（第7条関係）

けんさんぴん登録取消し通知書

住所

氏名

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名 〕

和歌山県けんさんぴん登録制度実施要綱第5条の規定により、けんさんぴん登録を取消しましたので通知します。

年 月 日

和歌山県知事

記

名称	登録番号
規格・型番等	
取消し理由	

けんさんぴん登録取消し申請書

和歌山県知事 様

住所

氏名

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

和歌山県けんさんぴん登録制度実施要綱第5条の規定に基づき、けんさんぴん登録取消し申請書を提出します。

記

名称		登録番号	
規格・型番等			
取消し理由			

けんさんぴん登録内容変更通知書

住所

氏名

（ 法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 ）

けんさんぴん登録内容変更通知書

和歌山県けんさんぴん登録制度実施要綱第 3 条第 5 項の規定により変更申請のありましたけんさんぴん登録について、登録内容の変更を行いましたので通知します。

年 月 日

和歌山県知事

記

名称			
規格・型番等			
変更内容			
登録番号			
登録有効期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
該当定義			
キーワード			
分類	大分類	中分類	小分類